

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年4月22日（平成28年（行情）諮問第326号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第365号）

事件名：法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿（特定日現在）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書1ないし文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、本府省課長相当職にある者の生年月日及び備考欄中の裁判所から出向している検事であることを示す記載部分を開示すべきである。

文書1 法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿（平成27年1月23日現在）

文書2 法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿（平成27年4月15日現在）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月12日付け法務省人検第6号により法務大臣（以下「処分庁」及び「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 検事の任官年月日は官報に公告されているし、検事総長、検事長及び検事正の場合は通常、各地の検察庁HPで任官年月が公表されているところ、任官年月が分かれば修習期が分かる。

また、裁判所の場合、平成27年7月1日以降、総ての裁判官の修習期を開示するに至った。

そのため、検事の修習期は慣行として公にされている情報であるといえる。

イ 平成19年5月22日付の「国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表のあり方について」（資料1，添付省略）によれば、本府省

課長相当職以上の者については、求めに応じて生年月日を含む略歴書を提出することとなっている。

そのため、課長相当職以上を経験したことがある検事の生年月日は慣行として公にされている情報であるといえる。

ウ 備考欄のうち、例えば、裁判官からの出向組であることを示す記載については、裁判官から検事に転官していることは官報を見れば分かるのであるから、慣行として公にされている情報であるといえる。

(なお、諮問庁において異議申立人に確認したところによると、備考欄については、裁判官出身との記載があれば開示を要求する旨回答したとのことである。)

(2) 意見書

ア 修習期について

法5条1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」とは、将来公にする予定（求めがあれば何人にも提供予定のものも含む。）の下に保有されている情報をいい、あらかじめ意思決定をしていなくてもよいし、同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしない合理的理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものを含むものである（資料2の2，添付省略）。

これを修習期についていえば、修習期を確実に推測できる任官年月日が官報で公表されている点で、修習期と同種の情報が公にされているといえるし、修習期のみ公にしない合理的理由もない。

そのため、修習期は、法5条1号ただし書イに該当するといえる。

イ 生年月日について

(ア) 諮問庁がいうところの、記載官職への異動時に略歴を公表している事実がある者とは、法務大臣が人事の決裁者となっている検事をいうと思われる（資料3，添付省略）。

しかし、内閣府男女共同参画局が作成した「平成27年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」によれば、指定職相当以上の検事とは、一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取扱いを受ける検事をいうところ、平成27年7月1日時点で1055人いることとなっている（資料4の2，添付省略）。

そのため、指定職相当以上の検事1055人の生年月日を含む略歴は、総務省通知に基づく開示対象といえるから、法5条1号ただし書イに該当するといえる。

(イ) 指定職俸給表1号俸と同じ、検事5号俸以上を支給されている検事（資料5及び資料6，添付省略）の生年月日はなおさら、法5条1号ただし書イに該当するといえる。

(ウ) 諮問庁の説明を前提としたとしても、諮問庁は、総務省通知に基

づき、本府省課長相当職の者については、求めがあった場合に略歴を公表する取扱いにしていると説明している。

そのため、本府省課長相当職の者の生年月日を含む略歴は、求めがあれば何人にも提供予定のものであるといえるから、法5条1号ただし書イに該当するといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てに係る行政処分

本件異議申立てに係る行政処分は、「法務・検察幹部名簿及び検事の期別名簿」(平成27年1月23日現在及び同年4月15日現在)(本件対象文書)の開示請求に対する部分開示決定である。

2 本件部分開示決定の理由

本件対象文書の期、生年月日、検察官番号及び備考欄の記載内容は、個人情報であって、法5条1号に該当することから、慣行として公にしている情報を除き、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

3 本件異議申立人の主張

(1) 本件対象文書について

まず、前提として本件対象文書の性質についてであるが、本件対象文書は、人事担当者が人事異動を策定することを目的として作成した行政文書であり、当然、外部への公表を予定しているものではない。また、その内容は、各検事の現職、期及び生年月日等、その全てが特定の個人の属性を示すものであり、法5条1号における個人に関する情報に該当することは明白である。

(2) 異議申立人の主張について

次に、異議申立人の主張について、異議申立人は異議申立書において、「本件部分開示決定を取り消すとの決定を求める。」旨主張しているが、平成28年1月29日付け電話聴取書(添付書類、添付省略)のとおり、異議申立人の主張は、本件不開示部分の全てについて、その決定を取り消すことを求めているものではない。①期の全て、②生年月日の一部及び③備考欄の一部の3点について、部分開示決定を取り消すことを求めているものである。

この3点の記載項目については、前述のとおり、法5条1項に規定する個人情報に当たることは明白であるが、文書の性質や内容から、法5条1号ただし書ロ及びハに該当しないことも、明白である。よって、以下においては、異議申立人が主張する期、生年月日及び備考欄のうち原処分において不開示とした箇所が法5条1号ただし書イに該当しない理由を述べる。

4 不開示理由(法5条1号ただし書イに該当しないことについて)

(1) 修習期について

検事の修習期については、これを公にするという法令はなく、また、当省においてホームページ等で公表している等といった事実もなく、今後その予定もないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ともいえず、法5条1号ただし書イに該当しない。

異議申立人は①任官年月日が官報において公表されていて、任官年月日から司法修習期が判断できる点及び②裁判所では全ての裁判官の修習期を開示している点から、検事の司法修習期に関する情報が慣行として公にされている情報であると主張する。

しかし、①仮に任官年月日から司法修習期が推測できるものであったとしても、直接、各検事の修習期を公にした事実がない以上、慣行として公にされている情報には該当せず、また、②裁判所が裁判官の修習期を公表しているとしても、それは、「裁判官」の修習期に関する事実が公にされているのみであり、「検事」の修習期が公にされた事実がない以上、慣行として公にされている情報には該当せず、よって、法5条1号ただし書イに該当せず不開示とした。

(2) 生年月日について

本件対象文書において、記載官職への異動時に略歴を公表している事実がある者については、生年月日の情報が法5条1号ただし書イの情報に該当するとして生年月日を開示している。逆に、官職異動時に略歴を公表している事実がない者については、他に公表の事実がなく、慣行として公にされている事実はないことから、生年月日を不開示としている。

当省における略歴公表の取扱いは、平成19年5月22日付け総務省行政管理局長通知「国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表の在り方について」（以下「総務省通知」という。）に則り、運用している。総務省通知においては、本府省課長相当職（内部部局及び外局の政令職、地方支分部局（ブロック機関に限る。）の長並びに各府省においてこれらに相当すると認める職）以上の者を幹部公務員として原則略歴を公表することとしているが、本府省課長相当職の者については、人事異動の状況等により、求めに応じて略歴書を提出する形で対応することも差し支えないとしている。

このことから、当省においては、本府省課長相当職への異動者については、予め略歴を公表することはせず、求めがあった場合に略歴を公表する取扱いとしている。しかし、実際には本件開示請求日以前に本府省課長相当職にある者についての略歴を求められた事実はなく、したがって、本府省課長相当職について略歴を公表した事実はない。

このように、異議申立人が主張する本府省課長相当職以上の者の生年月日のうち、本府省課長相当職にある者の生年月日については、その略

歴を公表した事実がないことから、慣行として公にしている情報に該当せず、よって、法5条1号ただし書イに該当しないため不開示とした。

なお、本府省課長相当職よりも上位の官職にある者の生年月日については、直近の異動時に略歴を公表しているため、同号ただし書イに該当し、開示としている。

(3) 備考欄について

備考欄には、個人別に人事管理上必要な記号を記載しているところ、これを公にするという法令はなく、また、公表している事実もなく、今後その予定もないことから、慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報ともいえない。したがって、法5条1号ただし書イに該当せず不開示とした。

5 結論

以上3及び4のとおり、本件対象文書のうち争点となっている原処分における不開示部分については、その全てが、法5条1号における個人情報に該当し、その上、同号ただし書イないしハに該当しないことは明らかである。よって、原処分維持が相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年4月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月16日 | 審議 |
| ④ 同月18日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年8月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年9月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿（平成27年1月23日現在）」（文書1）及び「法務・検察幹部名簿及び検事期別名簿（平成27年4月15日現在）」（文書2）である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、異議申立書及び諮問書に添付された電話聴取書によれば、不開示部分のうち、①修習期、②本府省課長相当職にある者の生年月日、③備考欄中の裁判所から出向している検事であることを示す記載部分（以下、①ないし③を併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると認められるが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 修習期について

検事の修習期については、これを公にするという法令はなく、また、当省においてホームページ等で公表している等といった事実もなく、今後その予定もないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ともいえず、法5条1号ただし書イに該当しない。

異議申立人は、①任官年月日が官報において公表されていて、任官年月日から司法修習期が判断できる点及び②裁判所では全ての裁判官の修習期を開示している点から、検事の司法修習期に関する情報が慣行として公にされている情報であると主張する。

しかし、①仮に任官年月日から司法修習期が推測できるものであったとしても、直接、各検事の修習期を公にした事実がない以上、慣行として公にされている情報には該当せず、また、②裁判所が裁判官の修習期を公表しているとしても、それは、「裁判官」の修習期に関する事実が公にされているのみであり、「検事」の修習期が公にされた事実がない以上、慣行として公にされている情報には該当せず、よって、法5条1号ただし書イに該当せず不開示とした。

イ 本府省課長相当職にある者の生年月日について

本件対象文書において、記載官職への異動時に略歴を公表している事実がある者については、生年月日の情報が法5条1号ただし書イの情報に該当するとして生年月日を開示している。逆に、官職異動時に略歴を公表している事実がない者については、他に公表の事実がなく、慣行として公にされている事実はないことから、生年月日を不開示としている。

当省における略歴公表の取扱いは、総務省通知にのっとり、運用している。総務省通知においては、本府省課長相当職（内部部局及び外局の政令職，地方支分部局（ブロック機関に限る。）の長並びに各府省においてこれらに相当すると認める職）以上の者を幹部公務員として原則略歴を公表することとしているが、本府省課長相当職の者については、人事異動の状況等により、求めに応じて略歴書を提出する形で対応することも差し支えないとしている。

このことから、当省においては、本府省課長相当職にある者の異動者については、あらかじめ略歴を公表することはせず、求めがあった場合に略歴を公表する取扱いとしている。しかし、実際には本件開示請求日以前に本府省課長相当職にある者についての略歴を求められた事実はなく、したがって、本府省課長相当職について略歴を

公表した事実はない。

このように、異議申立人が主張する本府省課長相当職以上の者の生年月日のうち、本府省課長相当職にある者の生年月日については、その略歴を公表した事実がないことから、慣行として公にしている情報に該当せず、よって、法5条1号ただし書イに該当しないため不開示とした。

なお、本府省課長相当職よりも上位の官職にある者の生年月日については、直近の異動時に略歴を公表しているため、法5条1号ただし書イに該当し、開示としている。

- ウ 備考欄中の裁判官からの出向組であることを示す記載部分について
備考欄には、個人別に人事管理上必要な記号を記載しているところ、これを公にするという法令はなく、また、公表している事実もなく、今後その予定もないことから、慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報ともいえない。したがって、法5条1号ただし書イに該当せず不開示とした。

(2) 検討

ア 本件不開示部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、「法務・検察幹部名簿」と「検事期別名簿」で構成されており、「法務・検察幹部名簿」については、表題等のほか、幹部職員の「官職」、「氏名」、「期」、「生年月日」、「現職発令日」が表形式で記載されており、このうち修習期が記載されている「期」の各欄と「生年月日」欄のうち、本府省課長相当職以下の官職の者の「生年月日」欄が不開示とされていると認められ、「検事期別名簿」については、表題等のほか、検事の「検察官番号」、「氏名（漢字）」、「氏名（カナ）」、「生年月日」、「現職発令日」、「現職」、「備考」が表形式で記載されており、このうち「検察官番号」欄、本府省課長相当職以下の官職の者の「生年月日」欄、「備考」欄の各欄が不開示とされている。

異議申立人は、①「法務・検察幹部名簿」の「修習期」、②「法務・検察幹部名簿」及び「検事期別名簿」の「本府省課長相当職にある者の生年月日」並びに③「検事期別名簿」の「備考欄中の裁判所から出向している検事であることを示す記載部分」（本件不開示部分）の開示を求めている。

イ 法5条1号本文前段該当性について

「法務・検察幹部名簿」と「検事期別名簿」は、その氏名欄には、当該幹部等の氏名が記載され、その他の欄には、当該幹部等の官職等が具体的に記載されていることからすると、当該文書に記載された情報は、当該幹部等の個人に関する情報であって、当該幹部等に

係る法5条1号本文前段の特定の個人を識別できる情報に該当すると認められる。

ウ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 修習期

異議申立人は、検事の任官年月日は官報に公告されているので、任官年月が分かれば修習期が分かると主張するところ、これは司法修習を修了した年に検事に任官するという前提に立つものと解されるが、例えば弁護士からの任官者等、司法修習の修了から検事への任官までの期間が空いている者については、この前提が成り立たないといえる。

また、直接、各検事の修習期を公にした事実がない以上、慣行として公にされている情報には該当しないとの諮問庁の説明は首肯でき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イには該当しない。

そして、標記の不開示部分に記載された情報は、当該幹部等の具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報とはいえず、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、標記の不開示部分に記載された情報は、原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、法6条2項の適用の余地はない。

(イ) 本府省課長相当職にある者の生年月日

総務省通知では、本府省課長相当職以上の者の生年月日を含む略歴を公表することとしている。

同通知では、本府省課長相当職の者については、人事異動の状況等により、求めに応じて略歴書を提出する形で対応することも差し支えないとしているが、たとえ求めがなく、略歴書を提出していないとしても、これは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、標記の不開示部分は法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(ウ) 備考欄中の裁判所から出向している検事であることを示す記載部分について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、裁判官が裁判所から法務省・検察庁に検事として出向する人事異動については、官報に掲載されているとのことであるから、これは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、標記の不開示部分は法5条1号ただし書イに

該当し、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、本府省課長相当職にある者の生年月日及び備考欄中の裁判所から出向している検事であることを示す記載部分は、同号に該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史